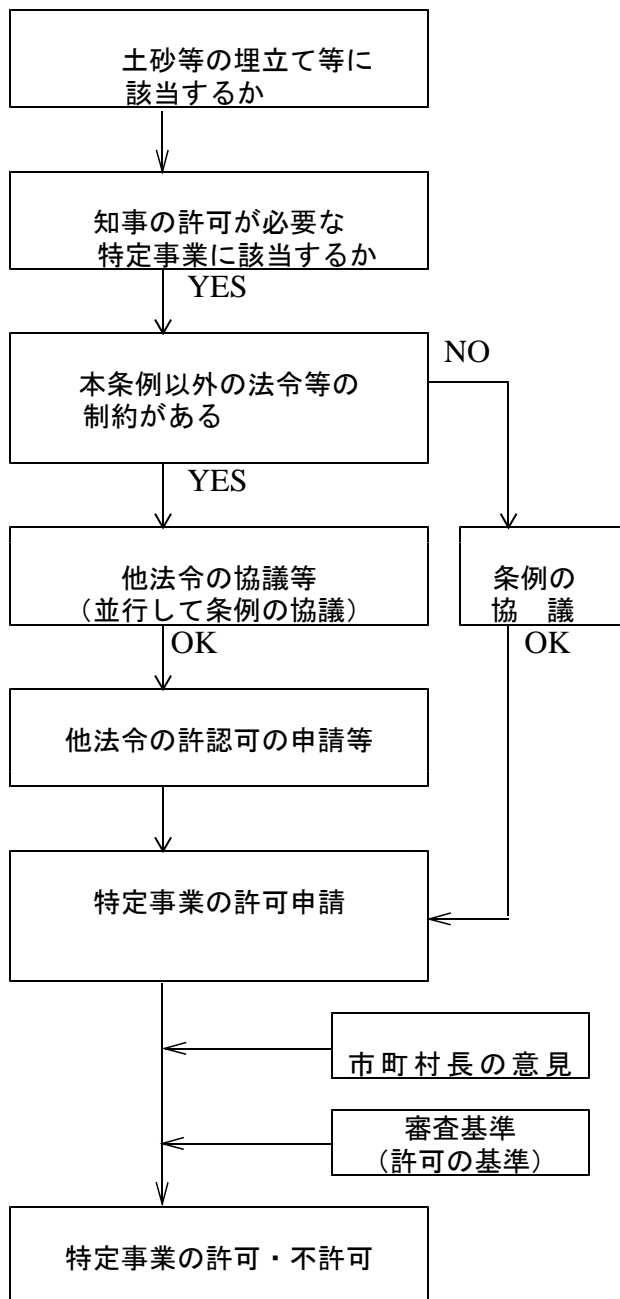


### Ⅲ 特定事業の許可手続きの概要



**土砂等の埋立て等とは**  
土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為。

**特定事業とは**  
土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。なお、特定事業のうち他の場所への搬出を目的として土砂等の受け入れと搬出が1年未満の短期間に繰り返されるもの（仮置き場等）を一時堆積事業という。

**特定事業の許可の適用除外**

- 1 国、地方公共団体等が行う特定事業
- 2 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に堆積を行う特定事業
- 3 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- 4 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業

**本条例以外の法令等の制約**

- ・ 徳島県土地利用指導要綱の開発行為の承認
- ・ 国土利用計画法の土地に関する権利の移転等の届出
- ・ 都市計画法の開発許可
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律の開発行為の許可
- ・ 農地法の転用許可
- ・ 森林法の開発許可
- ・ 自然公園法の行為の許可
- ・ 自然環境保全法の行為の許可
- ・ 鳥獣保護及び狩猟に関する法律の行為の許可
- ・ 砂防法の行為の許可
- ・ 地すべり等防止法の行為の許可
- ・ 国有財産法に基づく用途廃止及び払い下げ
- ・ 文化財保護法の埋蔵文化財の発掘 等

- 許可の基準**
- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。
  - 2 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合すること。
  - 3 完了時における土砂等の堆積の構造が構造基準に適合するものであること。
  - 4 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
  - 5 施工中において土砂等の崩落等による災害の発生を防止する措置が図られていること。
  - 6 申請者が措置命令を受けて措置命令を完了していない者、許可の取り消しを受け3年以上を経過していない者、あるいは特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当しないこと
- (一時堆積事業にあっては、上記1, 2, 4, 5, 6の他に)  
 -----
- 7 表土と堆積する土砂等が遮断される構造である場合、その構造が土壌汚染を防止するものであること
  - 8 施工中における構造が構造基準に適合するものであること。
  - 9 採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- 構造基準の適用除外**  
規則別表第7に掲げる行為に該当する場合、3, 5, 8は適用しない。